



平成 28 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部次長 藤井 晃夫
(TEL：03-5439-6580)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 11 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、本日別途公表しております「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」による、監査等委員会設置会社への移行後の、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、本株主総会において、現在の取締役及び監査役の報酬枠（取締役の報酬の支給限度額は総額で年額 200 百万円以内、監査役の報酬の支給限度額は総額で年額 100 百万円以内）を廃止し、会社法第 361 条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、移行後における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の支

給限度額は総額で年額300百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額は総額で100百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）としてご承認をお願いする予定としておりますが、本制度の導入にあたり、本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の限度額は総額で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額150百万円以内（うち社外取締役は年額25百万円以内）、監査等委員である取締役に対して年額50百万円以内（うち社外取締役は年額25百万円以内）といたします。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とする場合には取締役会において、監査等委員である取締役を対象とする場合には監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年150万株以内、監査等委員である取締役に対して年50万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議及び監査等委員である取締役の協議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会及び監査等委員である取締役の協議において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認をいただいた場合、子会社の取締役（当社の取締役を兼任している者を除く。）に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以上